



2022年5月13日

各 位

会 社 名 三 和 油 化 工 業 株 式 会 社
代 表 者 名 代 表 取 締 役 社 長 執 行 役 員 柳 均
(コード番号：4125 東証スタンダード・名証メイン)
問 合 せ 先 取 締 役 執 行 役 員 経 営 管 理 部 長 熊 崎 聡
(TEL 0566-35-3021)

定款一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、2022年6月24日開催予定の当社第53回定時株主総会に「定款一部変更の件」を付議することを決議しましたので、お知らせいたします。

記

1. 変更の理由

- (1) 持続可能な事業活動を目的として、現行定款第2条（目的）に農産物の生産、加工及び販売に関する事業を追加するものであります。
- (2) 当社株式の流動性の向上及び将来の事業拡大に備えた機動的な資金調達を可能にするため、発行可能株式総数を2022年5月13日現在の発行済株式数の4倍に相当する数に拡大させることを目的として、現行定款第6条（発行可能株式総数）に規定する発行可能株式総数を現行の13,624,000株から17,272,000株に変更するものであります。
- (3) 「会社法の一部を改正する法律」（令和元年法律第70号）附則第1条ただし書きに規定する改正規定が2022年9月1日に施行されますので、株主総会資料の電子提供制度導入に備えるため、次のとおり当社定款を変更するものであります。
 - ① 変更案第15条第1項は、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとる旨を定めるものであります。
 - ② 変更案第15条第2項は、書面交付請求をした株主に交付する書面に記載する事項の範囲を限定するための規定を設けるものであります。
 - ③ 株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供の規定（現行定款第15条）は不要となるため、これを削除するものであります。
 - ④ 上記の新設及び削除に伴い、効力発生日等に関する附則を設けるものであります。
- (4) 経営環境の変化に迅速に対応できる経営体制の構築及び経営基盤の一層の強化と充実を図るため、現行定款第21条（代表取締役及び役付取締役）の役付取締役として、新たに取締役社長1名、専務取締役及び常務取締役を若干名定めることができる旨を追加するものであります
- (5) 現行定款第23条（取締役会の招集通知）と表現を統一することを目的とし、変更案第30条（監査等委員会の招集通知）とするものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は別紙のとおりであります。

3. 日程（予定）

定款変更のための株主総会開催日 2022年6月24日（金）

定款変更の効力発生日 2022年6月24日（金）

以上

【別紙】定款変更の内容

(下線は変更部分を示します。)

現行定款	変更案
<p style="text-align: center;">第1章 総則</p> <p>(目的)</p> <p>第2条 当社は次の事業を営むことを目的とする。</p> <p>(1) 石油製品及び石油化学製品全般の販売に関する事業</p> <p>(2) 石油製品及び石油化学製品の製造及び貯蔵に関する事業</p> <p>(3) 液化石油ガスの販売に関する事業</p> <p>(4) 工業用薬品全般についての販売に関する事業</p> <p>(5) 再生資源の回収及び再生に関する事業</p> <p>(6) 産業廃棄物の収集運搬及び処理に関する事業</p> <p>(7) 鋳造品等の真空含浸加工に関する事業</p> <p>(8) 自動車運送取扱の事業</p> <p>(9) 不動産の売買、賃貸、仲介及び管理業務</p> <p>(10) 作業環境及び生活環境の計量・測定事業</p> <p>(11) 土木建築工事業</p> <p>(12) 電気工事業</p> <p>(13) <u>前各号に付帯する一切の事業</u></p>	<p style="text-align: center;">第1章 総則</p> <p>(目的)</p> <p>第2条 当社は次の事業を営むことを目的とする。</p> <p>(1) 石油製品及び石油化学製品全般の販売に関する事業</p> <p>(2) 石油製品及び石油化学製品の製造及び貯蔵に関する事業</p> <p>(3) 液化石油ガスの販売に関する事業</p> <p>(4) 工業用薬品全般についての販売に関する事業</p> <p>(5) 再生資源の回収及び再生に関する事業</p> <p>(6) 産業廃棄物の収集運搬及び処理に関する事業</p> <p>(7) 鋳造品等の真空含浸加工に関する事業</p> <p>(8) 自動車運送取扱の事業</p> <p>(9) 不動産の売買、賃貸、仲介及び管理業務</p> <p>(10) 作業環境及び生活環境の計量・測定事業</p> <p>(11) 土木建築工事業</p> <p>(12) 電気工事業</p> <p>(13) <u>農産物の生産、加工及び販売に関する事業</u></p> <p><u>(14) 前各号に付帯する一切の事業</u></p>
<p style="text-align: center;">第2章 株式</p> <p>(発行可能株式総数)</p> <p>第6条 当社の発行可能株式総数は、<u>13,624,000株</u>とする。</p>	<p style="text-align: center;">第2章 株式</p> <p>(発行可能株式総数)</p> <p>第6条 当社の発行可能株式総数は、<u>17,272,000株</u>とする。</p>
<p style="text-align: center;">第3章 株主総会</p> <p><u>(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)</u></p> <p>第15条 <u>当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に記載又は表示を</u></p>	<p style="text-align: center;">第3章 株主総会</p> <p>(削除)</p>

<p>すべき事項に係る情報を、<u>法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</u></p> <p>(新設)</p>	<p>(電子提供措置等)</p> <p><u>第 15 条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。</u></p> <p><u>2 当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部又は一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。</u></p>
<p>第 4 章 取締役及び取締役会</p> <p>(代表取締役及び役付取締役)</p> <p>第 21 条 取締役会は、その決議によって、取締役(監査等委員であるものを除く。)の中から代表取締役を選定する。</p> <p>2 取締役会は、その決議によって、取締役(監査等委員であるものを除く。)の中から取締役会長 1 名を選定することができる。</p>	<p>第 4 章 取締役及び取締役会</p> <p>(代表取締役及び役付取締役)</p> <p>第 21 条 (現行のとおり)</p> <p>2 取締役会は、その決議によって、取締役(監査等委員であるものを除く。)の中から取締役会長、<u>取締役社長各 1 名、専務取締役及び常務取締役各若干名</u>を選定することができる。</p>
<p>第 5 章 監査等委員及び監査等委員会</p> <p>(監査等委員会の招集)</p> <p>第 30 条 監査等委員会の招集通知は、会日の 3 日前までに各監査等委員に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>2 監査等委員全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査等委員会を開催することができる。</p>	<p>第 5 章 監査等委員及び監査等委員会</p> <p>(監査等委員会の招集通知)</p> <p>第 30 条 (現行のとおり)</p> <p>2 (現行のとおり)</p>

<p style="text-align: center;">附則</p> <p>(新設)</p>	<p style="text-align: center;">附則</p> <p><u>(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)</u></p> <p><u>第2条 変更前定款第15条(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)の削除及び変更後定款第15条(電子提供措置等)の新設は、会社法の一部を改正する法律(令和元年法律第70号)附則第1条ただし書きに規定する改正規定の施行の日(以下「施行日」という。)から効力を生じるものとする。</u></p> <p><u>2 前項の規定にかかわらず、施行日から6か月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、変更前定款第15条はなお効力を有する。</u></p> <p><u>3 本附則は、施行日から6か月を経過した日又は前項の株主総会の日から3か月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。</u></p>
---	--